

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月24日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

島田市

2 作業の種類

公共測量（都市計画図作成（地図情報レベル2500））

3 作業期間

令和5年10月11日から令和6年3月6日まで

4 作業地域

島田市伊太、向谷一丁目、向谷元町、向谷二丁目、向谷三丁目、向谷四丁目、三ツ谷町、稲荷一丁目、稲荷二丁目、稲荷三丁目、稲荷四丁目、河原一丁目、河原二丁目、向島町